

MUGI共創プロジェクト推進事業委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

令和8年4月16日  
牟岐町企画政策課

MUGI共創プロジェクト推進事業委託業務の実施にあたり受託者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

### 1 目的

牟岐町が町制施行111周年を迎える節目を契機として推進する「MUGI共創プロジェクト」の円滑かつ効果的な実施を図るため、「MUGI共創チャレンジ」を中核に、「MUGIファン・プロモーション」及び「MUGIジャーナル・ベース」を一体的に推進し、関係人口の創出・定着と共創プロジェクトの継続的展開を実現することを目的とする。

本事業では、共創の仕組みの基盤構築に重点を置き、推進体制の整備、地域課題の整理、初期プロジェクトの企画・実践、関係人口および地域住民とのネットワーク構築等を一体的に実施する。これにより、本年度内において実効性のある共創モデルを構築し、その成果および知見を取りまとめることで、今後の展開に資する基礎的な枠組みを確立する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

MUGI共創プロジェクト推進事業委託業務

#### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり。

#### (3) 委託料上限額

5,700千円以内（消費税及び地方消費税相当額(税率10%)を含む。）

### 3 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 徳島県内に本社又は営業所等を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

(5) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいない団体

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

オ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

#### 4 応募の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

参加申込書(様式第1号) 1部

提出期限 令和8年4月23日(木)午後5時まで(必着)

(2) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書(様式第2号) 2部

イ 提案団体の概要(様式第3号) 2部

ウ 事業計画書(様式第4号) 2部

エ 見積書(様式第5号) 2部(原本1部+コピー1部)

オ 直近2期分の決算書又は税務申告書類1部

(設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書)

※ ア～ウについては、電子データ(PDF)を令和8年4月23日(木)午後5時までに(4)の提出先にメールで送付すること。

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

※ 郵送の場合は、「特定記録郵便」としてください。

※ 封筒の表に「MUGI共創プロジェクト推進事業委託業務」と記載してください。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒775-0006 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4

牟岐町企画政策課

電話 0884-72-3420

メール mugikikaku@mugi.i-tokushima.jp

## 5 プロポーザル応募に際しての注意事項

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失効又は無効となり牟岐町企画政策課からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本募集要項に違反すると認められる場合
- カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと牟岐町が認めた場合

## 6 質疑応答

### (1) 質問の受付期間

令和8年4月17日（金）から4月22日（水） 午前9時から午後5時まで  
（ただし、土・日・祝日は除く）

### (2) 質疑書の提出

当該公募に係る質問は、質疑書（様式第6号）により行うものとし、「4 応募の手続き等(4)提出先及び問い合わせ先」まで、メールで提出すること。

### (3) 提出先及び問い合わせ先」まで、メールで提出すること。

### (4) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募の手続きに関する事項に限るものとする。

※ 当該者のみが有利となるような質問等（他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等）については回答できません。

### (5) 質問に対する回答

原則として、メールにより回答する。

## 7 審査の方法等

### (1) 企画案選定委員会

本町が設置する企画案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき総合的に審査及び評価を行う。なお、企画提案に関し、必要に応じてプレゼンテーションを実施する。

### (2) 審査基準

項目配点（評価点合計100）

- ① 業務内容の理解度 30
- ② 企画案の実効性 30

③ 業務実施体制及び計画の実現性 30

④ 経費積算の妥当性 10

(3) 最優秀提案者の選定

選定委員会は各選定委員の審査及び評価に基づき、総合得点の最も高い者を最優秀提案者として選定するものとする。

(4) 結果の通知

審査結果は、提案者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果をホームページにて公表する。

(5) 審査の結果、適切な事業者がない場合は、受託事業者なしとした上で再募集を行う。

## 8 日程

令和8年4月16日(木) 募集開始

令和8年4月22日(水) 質疑書の提出締切り

令和8年4月23日(木) 参加申込書・企画提案書等の提出締切り

令和8年4月28日(火) 企画提案選定委員会(予定)

## 9 応募辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の(2)に示す提出期限までに、応募辞退届(様式第7号)を提出すること。なお、辞退の届出は郵便若しくは宅配便により提出すること。

## 10 契約の締結

(1) 選定委員会が選定する最優秀提案者を、契約候補者として当該業務に係る随意契約の相手とする。

(2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、牟岐町企画政策課と契約候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約候補者と協議して定める。

## 11 留意事項

(1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。

## MUGI共創プロジェクト推進事業委託業務仕様書

### 1. MUGI 共創プロジェクトとは

「MUGI 共創プロジェクト」は、牟岐町の地域課題と文化に対して、地域住民と町外人材が「共に創る（共創）」という共通の姿勢で向き合い、持続可能な地域の未来を築くための取組（プロジェクト）である。

### 2. プロジェクトを構成する3つの事業

MUGI 共創プロジェクトは、以下の3つの事業で構成される。それぞれが独自の役割を担いながら、相互に連携することで、将来像の実現を目指す。

#### (1) MUGI 共創チャレンジ～地域課題と文化に向き合う「共創の基盤」をつくる～

##### ① 事業名の意味

「チャレンジ」は、地域課題という困難なテーマに、関係人口と地域住民が共に挑戦することを意味する。一過性の交流ではなく、課題の発見・構想・実行を共に担う実践的な取組である。

##### ② 役割

- ・ 若者関係人口（大学生、若手社会人等）の受入・コーディネート
- ・ 地域課題の整理とプロジェクト化
- ・ 共創型プロジェクトの実施・伴走支援
- ・ 関係人口の育成・定着
- ・ 地域間連携・人材交流

#### (2) MUGI ファン・プロモーション～共創で生まれた価値を産業成果につなげる～

##### ① 事業名の意味

「ファン」は、牟岐町を応援し、関わり続けたいと思う人々を指す。「プロモーション」は、牟岐町の魅力や共創の取組を発信し、ファンを獲得・拡大する活動を意味する。

##### ② 役割

- ・ 牟岐ファン獲得促進（イベント、応援店舗の拡大等）
- ・ 関係人口対話・交流プログラムの実施
- ・ 牟岐特産品の販路開拓・販路拡大、ふるさと納税への接続

#### (3) MUGI ジャーナル・ベース～共創と産業循環を支える情報・関係基盤～

##### ① 事業名の意味

「ジャーナル」は、共創の過程と成果を記録・発信し、地域の物語を紡いでいくことを意味する。「ベース」は、情報発信と関係構築の拠点（基

盤)を指す。

## ② 役割

- ・ 共創プロジェクトの進捗・成果の可視化・共有
- ・ Web サイト、SNS、ニュースレター等による情報発信
- ・ 関係人口や地域住民が参加できるコンテンツづくり

## 3. 将来像

牟岐町が町制施行 111 周年という節目を迎えるにあたり、これまでの歴史や文化を継承しながら、人口減少社会においても持続可能な地域の在り方へと転換していくための「再構築の起点」と「不易流行」を意識した事業と位置付ける。牟岐町には、祭りや地域食、暮らしの知恵といった長年培われてきた文化的資源が存在する一方で、担い手不足や産業の停滞など、生活に根ざした地域課題が顕在化している。こうした課題に対し、大学生や若手社会人等の関係人口が一過性の交流にとどまらず、地域住民とともに課題に向き合い、実践を重ねる関係性を定着させる。

その過程で、地域内に信頼関係や知見、ネットワークが蓄積され、地域資源を事業や産業へと発展させる前提となる「共創の基盤」が形成される。この基盤の上で磨き上げられた地域資源や物語を、商品化・サービス化、ふるさと納税等の産業的成果として極力具現化し、その成果を再び文化の継承や人材育成、新たな挑戦へと還元する循環を確立する。

本事業は、「地域課題と文化に向き合う基盤づくり」と「産業成果を地域へ循環させる仕組み」を両輪とすることで、小規模自治体であっても外部依存に陥らず、地域の価値を持続的に高め続ける共創型ローカル拠点の実現を目指すものである。

## 4. 業務目的

本業務は、牟岐町が町制施行111周年を迎える節目を契機として推進する「MUGI共創プロジェクト」の円滑かつ効果的な実施を図るため、「MUGI共創チャレンジ」を中核に、「MUGIファン・プロモーション」及び「MUGIジャーナル・ベース」を一体的に推進し、関係人口の創出・定着と共創プロジェクトの継続的展開を実現することを目的とする。

本事業では、共創の仕組みの基盤構築に重点を置き、推進体制の整備、地域課題の整理、初期プロジェクトの企画・実践、関係人口および地域住民とのネットワーク構築等を一体的に実施する。これにより、本年度内において実効性のある共創モデルを構築し、その成果および知見を取りまとめることで、今後の展開に資する基礎的な枠組みを確立する。

## 5. 業務内容

### (1) MUGI共創チャレンジの企画・運営および進行管理業務

#### ① 若者関係人口の受入・コーディネーター体制整備

大学生、若手社会人等の若者関係人口を対象としたプロジェクト参加促進の仕組みづくりコーディネーターの配置及び受入調整、活動設計、実施支援の体制構築、地域住民・事業者と関係人口をつなぐ連携体制の整備、受入に関するマニュアル・ガイドラインの作成

- ② 地域課題の整理とプロジェクト化
  - ・ 地域の経済・文化・暮らしを支える産業、社会資源、地域課題の調査・整理
  - ・ 地域住民及び関係人口が共に参画するワークショップ等の開催
  - ・ 実行可能なプロジェクトへの落とし込みと優先順位付け
  - ・ 継続的に取り組むべきテーマの明確化と次年度以降の計画素案の作成
- ③ 初期プロジェクトの試行
  - ・ 地域住民・事業者・関係人口等によるチーム編成の試行
  - ・ 小規模な共創プロジェクトの企画・実施
  - ・ 試行を通じた共創の手法・進め方の検証と課題抽出
  - ・ 地域資源・取組の磨き上げに向けた基礎調査
- ④ 関係人口・地域住民とのネットワーク構築
  - ・ 関係人口と地域住民・事業者との関係構築の場づくり
  - ・ プロジェクト終了後も関われる仕組みの検討・設計
  - ・ 短期滞在、継続的関与、次年度参加等への導線の整理
- ⑤ 地域間連携・人材交流の基盤整備
  - ・ 他地域、大学、NPO等との連携可能性の調査・協議
  - ・ 知見・人材の共有に向けたネットワークの初期構築

## (2) MUGIファン・プロモーションの開始

- ① 関係人口対話・交流プログラムの設計
  - ・ 都市部等における対話型交流の場の企画・試行（大阪・東京等で年1回から2回程度）
  - ・ 関係人口同士及び地域とのネットワーク形成の促進
  - ・ プロジェクト参加・現地訪問・継続的関与への導線設計
  - ・ 町が主催する各種事業・イベント等に受託者として参画し、運営協力及び参加者との関係構築を行うこと（関西圏で年2回程度）

## (3) MUGIジャーナル・ベースとの連携調整業務

- ① 情報発信・ブランディングの統括
  - ・ 「MUGI共創プロジェクト」としての一体的なブランド構築
  - ・ 共創の過程と成果の可視化・共有の仕組みづくり
  - ・ 関係人口や地域住民が参加できる発信の仕組みの検討

## 6. 成果指標（KPI）

本事業では、地域課題の解決と産業成果の循環という両面の効果を定量的に把握するため、以下の4つのKPIを設定する。これらの指標は、複数年にわたる事業の費用対効果を適切に測定するうえで有効であり、事業の進捗および成果を一貫して評価することを可能とする。なお、KPI1からKPI3の計測方法及び達成状況については、業務完了報告書において報告するものとする。

NO	指標	計測方法	年間目標値
1	関係人口（活動人口）の延べ人数	プロジェクト参加者を延べ人数で集計	30人～50人
2	プロジェクト参加者数（地域住民＋関係人口）	参加者名簿により地域住民・関係人口を区別して集計	20名～50名
3	共創プロジェクトの件数	プロジェクト化に至った件数を集計	2～3件
4	ふるさと納税件数	ふるさと納税管理システムから年度単位で集計	50件～150件以上の増加

## 7. 成果物

本業務における成果物は、以下のとおりとする。なお、成果物は紙媒体および電子データの双方により提出すること。

- (1) 業務完了報告書（実施内容、成果、課題、次年度への提言、KPI達成状況を含む）
- (2) 収支報告書（経費の使途及び証拠書類一式）
- (3) 各種記録（ワークショップ、イベント等の実施記録、写真、議事録等）

## 8. 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

## 9. 委託料

- (1) 上限5,700千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む。）
- (2) 委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払いの積算の根拠を明確にすること。
- (3) この業務は国交付金を財源としているため、国交付金の対象とならない経費は対象外とする。なお、対象経費は、別表のとおりとする。
- (4) 他の機関から助成等を受けている事業は対象外とする。

## 10. 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を適切に遂行するため、以下の体制を整備すること。
  - ① 役職：業務責任者兼コーディネーター
  - ② 要件：地域づくりや関係人口の創出等に関する業務経験を有し、地域住民及び関係人口との連絡調整を担当できる者とする。

## 11. 打合せ及び報告

- (1) 定例打合せは、月1回以上実施すること（オンライン可）。
- (2) 中間報告は、令和9年10月末日までに書面にて行うこと。
- (3) 業務完了報告は、令和9年3月15日までに成果物一式を提出し、検査を受けること。

## 1 2. 委託契約について

- (1) 委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別するとともに、労働関係帳簿を整備し雇用の状況について適正に記録すること。なお、牟岐町において必要に応じて委託業務の執行状況の検査を行う。
- (2) 委託業務完了後は成果報告、収支報告等の実績報告書を提出すること。
- (3) 実績報告書には、本仕様書第6項に定める成果指標（KPI）の達成状況を含めること。

## 1 3. 再委託

- (1) 本業務の主要部分（関係人口コーディネート、プロジェクト企画・運営、報告書作成等）を第三者に再委託することはできない。
- (2) 業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託先及び再委託内容を書面にて牟岐町に届け出て、承認を得ること。

## 1 4. 秘密保持及び個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を、業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。この義務は、契約終了後も継続する。
- (2) 受託者は、本業務において取り扱う個人情報について、牟岐町個人情報保護条例に準じて適切に管理すること。
- (3) 関係人口等の個人情報を収集する場合は、利用目的を明示し、本人の同意を得ること。

## 1 5. 特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、牟岐町企画政策課と十分協議しながら事業を進めることとする。
- (2) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第45号）第27条及び同法第28条含む。）は、牟岐町企画政策課に無償譲渡する。
- (5) 受託者は、本仕様書第6項に定める成果指標（KPI）の達成に向けて誠実に業務を遂行すること。

別表 経費区分および対象経費

本業務に係る経費は、本事業の目的達成に直接必要なものに限るものとし、社会通念上妥当な範囲内で適正に計上すること。また、汎用性の高い備品の購入や資産形成につながる経費は対象外とする。

経費区分	経費の内容
人件費	本業務に直接従事する者の人件費（給与、賃金等）とし、従事時間・業務内容が明確に把握できるものに限る
報償費	講師、専門家その他外部人材に対する謝礼等
旅費	本業務の実施に必要な交通費及び宿泊費（社会通念上妥当な単価に限る）
需用費	材料費、消耗品費、燃料費、印刷製本費等（本業務に直接必要なもの限り、食料費は対象外とする）
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、各種手数料等
委託料	本業務の一部を第三者に委託するための経費（ただし、業務の主要部分の再委託は認めず、必要最小限の範囲とする）
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等のリース・レンタル料等
その他	本事業の目的達成に必要であり、他の経費区分に該当しない経費で、牟岐町が個別に必要と認めたもの

(様式第1号)

令和 年 月 日

MUGI共創プロジェクト推進事業委託業務  
公募型プロポーザル参加申込書

牟岐町長 榎富 治 殿

所在地  
法人名  
代表者職・氏名

次の委託業務について、公募型プロポーザルに参加を申し込みます。  
なお、募集要領3応募資格の全ての要件を満たすことを誓約します。

委託業務の名称  
MUGI 共創プロジェクト推進事業委託業務

担当者連絡先  
所属部署名  
職・氏名  
電話番号  
メール

- ※ 必要に応じ関係資料を添付してください。
- ※ 提出期限 令和8年4月23日(木)午後5時まで

(様式第2号)

令和 年 月 日

## 企 画 提 案 書

牟岐町長 枅富 治 殿

所在地  
法人名  
代表者職・氏名

次の委託業務について、企画提案書を提出します。  
なお、募集要領3応募資格の全ての要件を満たすことを誓約します。

委託業務の名称  
MUGI 共創プロジェクト推進事業委託業務

(様式第3号)

### 提案団体の概要

団体名				
所在地				
電話番号				
担当者職氏名				
ホームページ URL				
メールアドレス				
業種・活動分野				
過去3年間において国または地方公共団体、民間事業者との類似事業の契約実績				
業務名	発注者	業務の概要		
		業務内容	契約額(千円)	契約期間

(添付書類)

- ・ 登記事項証明書等団体の設立年月日がわかる書類(写し)
- ・ 団体役員等の氏名、役職、住所がわかる書類

(様式第4号)

令和 年 月 日

## 事業計画書

牟岐町長 枅富 治 殿

所在地  
法人名  
代表者職・氏名

- 1 事業名 MUGI共創プロジェクト推進事業委託業務
- 2 実施期間 令和8年4月下旬(予定)から令和9年3月15日まで
- 3 計画額(見積額の詳細は様式第5号に記記入すること)  
円(地方消費税及び地方消費税相当額を含む)
- 4 企画提案の概要(仕様書に基づき、具体的に記入すること)
- 5 実施体制及び体制図

(様式第5号)

## 見 積 書

(税込み金額 単位：円)

経費区分	金額	積算根拠等

免税事業者においては、職員人件費の消費税の額は計上しないこと。

(様式第6号)

## 質 疑 書

質問日 令和 年 月 日

回答日 令和 年 月 日

質問 番号	質問事項	回答

(様式第7号)

令和 年 月 日

MUGI共創プロジェクト推進事業委託業務  
公募型プロポーザル参加辞退届

牟岐町長 榎富 治 殿

所在地  
法人名  
代表者職・氏名

令和 年 月 日に提出いたしました、次の委託業務公募型プロポーザルの参加を辞退いたします。

委託業務の名称  
MUGI 共創プロジェクト推進事業委託業務

担当者連絡先  
所属部署名  
職・氏名  
電話番号  
メール